特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01642

AC_{24} ＝ 0.01657

AC_{25} ＝ 0.01679

AC_{26} ＝ 0.01734

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04379

AE_{24} ＝ 0.04418

AE_{25} ＝ 0.04478

AE_{26} ＝ 0.04624

AE_{27} ＝ 0.04849

AE_{28} ＝ 0.0410

AE_{29} ＝ 0.0412

AE_{30} ＝ 0.04134

$AE_{令元}$＝ 0.04086

$AE_{令2}$ ＝ 0.04106

$AE_{令3}$ ＝ 0.04137

$AE_{令4}$ ＝ 0.04398

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

$AE_{令7}$ ＝ 0.01856

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02737

AG_{24} ＝ 0.02762

特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01644

AC_{24} ＝ 0.01663

AC_{25} ＝ 0.01688

AC_{26} ＝ 0.01747

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04385

AE_{24} ＝ 0.04434

AE_{25} ＝ 0.04500

AE_{26} ＝ 0.04658

AE_{27} ＝ 0.042

AE_{28} ＝ 0.0410

AE_{29} ＝ 0.0413

AE_{30} ＝ 0.0414

$AE_{令元}$＝ 0.0409

$AE_{令2}$ ＝ 0.04113

$AE_{令3}$ ＝ 0.04146

$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

$AE_{令6}$ ＝ 0.01154

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02741

AG_{24} ＝ 0.02772